

議案第6号

北名古屋市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の
廃止について

北名古屋市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を廃止
する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成27年2月23日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育長が常勤の特別職に位置付けられ、北名古屋市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の適用範囲となるため、本条例を廃止する必要があるからである。

北名古屋市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例を
廃止する条例

北名古屋市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例（平成
18年北名古屋市条例第48号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規
定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条
例による廃止前の北名古屋市教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に
関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条
例第2条第1項中「680,000円」とあるのは、「710,000
円」とする。